

議案第12号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年7月17日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本和宏

専決第3号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年5月22日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本和宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の次に次の条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第4条の2 新型コロナウイルス感染症の影響により第17条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は連帯納付義務者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合には、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。